

乙第
45
号証

東京地方裁判所 民事第6部合議A係 御中

東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

東京都国分寺市役所

国分寺市長

星野信夫

陳述状書

私は、原告浜友観光株式会社及び島田商事有限会社と被告国分寺市との間の御序平成20年
(ワ) 第25098号損害賠償請求事件について、次のとおり陳述いたします。

- 1、私は、平成13年に国分寺市長に当選し、現在に至っています。
- 2、国分寺市立本多図書館分館（以下「本件図書館」といいます。）の設置は、平成18年1月5日開催の国分寺市議会（以下「議会」といいます。）において、横田美郎議員（当時）他6名（以下「提案議員ら」といいます。）の提案にかかる議案第4号「国分寺市立図書館条例の一部を改正する条例」案（甲31の1）が出席議員全員の賛成によって可決され（甲25、26）（以下「本件条例」といいます。）、これを受けた市長提案議案第152号「平成18年国分寺市一般会計補正予算（第6号）」案（甲31の2）が同日の議会によって補正予算審査特別委員会に付託され、同月22日に成立したことにより（以下「本件補正予算」といいます。）、平成19年2月20日に開設されたものです。
- 3、原告らは、市長である私が、原告派友観光によるパチンコ店出店を阻止するため、提案議員らに働きかけ、あるいは提案議員らと画策して、提案議員らをして本件条例案（甲31の1）を提案させた、とし、また、平成18年12月5日開催の議会に出席した議員の全員に働きかけ、あるいは同議員らと画策して、同議員らをして本件条例を成立させた、として、本件条例の議員提案及び議会による成立が、市長である私と議員あるいは議会との共同行為である、と主張していますが、そのような事実はありません。
私は、本件条例案の議員提案について提案議員らと話をしたことはありませんし、また、提案議員らに提案を働きかけたこともありません。
本件条例案が議員提案されることは議会事務局を通じて同月4日に知りましたが、議員提案は議員の立場でなされるものであり、市長である私が意見等を言う立場にはありませんから、議会事務局及び提案議員ら並びにその他の議員に対し、議員提案について話をしたりしたことはなく、まして、可決・成立に向けた働きかけをした事実もありません。ただ、議長から、予算については議員に提案権がなく、本件条例案は執行のための予算措置が必要なものなので、本件条例可決の場合は予算案を提出する意思があるか、との照会を同日議長から受けましたので、条例が制定されれば必要な予算を提案する旨の回答はしました。
- 4、本件条例が可決された平成18年12月当時の議会は、平成15年4月の選挙で選出された議員で構成されており、定数は26名ですが1名欠員で総数は25名でした。会派の内訳は、自民党が8名、民主党が2名で、自民党から議長が出ており、私は保守系ですので、議長を除く自民党の7名と民主党の2名の計9名が与・党ということになり、与・党以外では公明党が4名、共産党が4名、生活者ネットワークが3名、グローバル21が3名、無会派が1

名でした。従いまして、市長の与党は少数派でしたので私と議会との関係には厳しいものが
あり、市長提案議案や予算案が否決されることは珍しいことではありませんでした。

5、本件図書館設置の理由ないし目的については、本件図書館は議員提案による本件条例案の成立により設置されたものですから、議会における提案議員らの本件条例案の提案理由及び議会における審議内容により明らかにされており、それは平成18年12月5日の議会議事録（乙7・甲26）に記されているとおりです。

それによりますと、本件条例案提案の理由は、

第一は、図書館の必要性

第二は、旧UFJ銀行建物の1階部分の活用

であり、

第三が、これにより事実上パチンコ店の出店の対抗措置がとれる

とのことです。

提案理由の中で、提案議員は私と同様の立場に立つ、との発言がありますが、これは、提案理由の中でも述べられているとおり、私の議会における発言内容を受けて私の考えと同様の立場に立つ、ということであろうかと思います。前述のとおり、私は提案議員らと本件図書館設置について議会外で話し合ったことはありません。

なお、本件条例案の共同提案者の一人である星文明議員（当時）からは、同日の議会において、本件図書館の設置は「あくまでもパチンコ店の出店阻止が目的ではない、このIT図書館はですね。結果としては、そうなりますが、いわゆる現在まで進めてきた図書館事業の拡大だと。」「IT図書館の設置の決意を改めて私は市長に求めたいと思いますが、いかがでしょうか。」との質問があり、これに対し、私は、それまでの議会における私の発言が、パチンコ店出店を阻止する点に偏っていたことを気づかされ、「過去のこの議会の中での御質問や御意見としていただいていたこと、また、まちづくり構想の中で検討してきたことについての言及が不足していたことを感じております。駅前に図書館をという声は、再開発をめぐって、かなり強く私自身も市民の方からも言われたことがありますし、議会の中でも御質問としていただいてきております。また、今後の市政を運営していくに当たって、市民の皆様方との情報の共有ということが大変大きなテーマとなります。したがいまして、駅前という大変利便性の高い土地に、そのような情報コーナー的な図書館の分館を設置することの意義は極めて高いと考えておりますので、私は過去の経緯からも、それから今後の市政運営

上の必要性からいっても、ぜひとも必要な図書館であると考えております。」と答弁しています。私や市の担当者のそれまでの答弁、例えば同年1月2日の議会における答弁（甲23）や同月30日の議会における答弁（乙6、甲24の1）では、パチンコ店出店阻止を第一の目的として検討してきたかのように聞こえるかもしれません、これらは平成2年3月30日に決定された、国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」といいます。）における新規パチンコ店出店の問題について質問されたことに対して答えたものであるため、パチンコ店出店阻止に焦点を当てた答弁をしたものです。もとより、新規パチンコ店出店は再開発事業の妨げとなるので望ましくないと考えていましたし、本件図書館を設置すればその結果として本件パチンコ店出店を阻止できることは認識していましたが、私が本件図書館を設置しようとした理由は上記答弁のとおり、駅前という利便性の高い場所に図書館を設置する必要性があることであり、パチンコ店出店を阻止する目的で設置しようとしたものではありません。

また、本件条例成立の翌6日に、国分寺市駅北口再開発協議会の役員会で、私は、本件条例成立「により、区域内における新規パチンコ店の出店を規制するとともに、再開発を一刻も早く実現する気運が高まり、非常に良い形となっている。」と発言していますが（甲32）、これは再開発協議会の役員会であり、同会の役員の間でも、新規パチンコ店出店により再開発事業が困難になるのではないか、という懸念が拡がっていたことから、再開発事業における新規パチンコ店出店の問題について発言をしたためです。

6、本件条例は議員提案によって成立したわけですが、私の方でも提案を予定していた条例改正ですので、市長として提案を検討した経緯について以下で申し述べます。

- (1) 本件図書館及び原告島田商事が所有し、原告浜友観光が賃借した建物（以下「本件建物」といいます。）は、いずれも再開発事業の対象区域内にあり、両建物は隣接しています。
- (2) 市のまちづくりについては、平成12年3月に策定されたマスタープラン（乙13）、平成16年4月に策定された国分寺市都市計画（乙14の2）、同年6月に成立した国分寺市まちづくり条例（乙15）、平成17年10月に案が作成され、平成19年8月にまとめられた国分寺市駅周辺地区まちづくり構想（乙16の1、2）等、長期間にわたり、市民の意見も聞きながら検討して形作ってきました。
- (3) 本件建物にパチンコ店出店の計画があることは、平成18年8月に、市の再開発事業の担当から聞いて知りました。再開発事業の対象区域内には、当時既に3店のパチンコ店と

1店のスロット店があり、その他にゲームセンターも1店ありましたので、さらに新規パチンコ店の、それも規模の大きな店が進出するとなると、再開発事業は重大な影響を受け、実現が困難となります。

- (4) 再開発事業における図書館の位置付けや、原告浜友観光がパチンコ店を出店した場合の再開発事業に対する影響等については、市の元都市開発部の部長であった百瀬勝の陳述書に譲りますが、既に平成17年3月に作成された再開発事業の事業計画決定に向けての作業調査委託報告書（乙1）において、再開発コンセプトと施設構成（案）として、「IT情報図書館・デジタルアーカイブや大学データベース等と連携した図書館」の設置が提案されています。

市民に対する公共サービスの充実、図書館の利便性を高める観点から、駅の近くに図書館を設置する必要性には極めて高いものがあることは言うまでもありません。実際にも、乙27にありますように、最近では駅の近くに図書館が設置される例が多くなっています。

- (5) また、本件図書館は、平成17年3月に市土地開発公社が買収した旧UFJ銀行建物（以下「旧UFJ銀行建物」といいます。）に設置されたものですが、旧UFJ銀行建物においては、市土地開発公社による取得後様々な活用を図っていたものの、いずれも充分とはいせず、有効活用されているとはいませんでした。そのため、平成18年3月議会及び同年9月議会において、議員から、旧UFJ銀行建物の有効活用についての質問や指摘を受けました。これを受け、市の政策部において、平成18年12月議会での報告に向け、旧UFJ銀行建物の有効活用についての検討をすることとしました。旧UFJ銀行建物の有効活用についての検討内容及び検討結果の内容は、同年11月15日作成の「旧UFJ銀行の活用の充実について」（乙20）及び同月21日一部修正した「旧UFJ銀行の活用の充実について」（乙2）記載のとおりであり、また、担当した市の元政策部長で、現副市长である樋口満雄の陳述書に譲りますが、前述した再開発コンセプトと施設構成（案）（乙1）に図書館の設置があることを受け、旧UFJ銀行建物の有効活用の方法として図書館を設置することが提案されています。

- (6) また、本件建物の周辺地域の住民や市民団体、例えば平成18年9月1日付で国分寺市商工会（乙3）、同月28日付で（社）立川法人会国分寺地区会（乙4）等から、本件建物に新規のパチンコ店が出店することに強い反対の声が寄せられていました。

- (7) 私は、このような検討を踏まえ、国分寺駅前という利便性の高い場所に図書館を設置

することが市民のために必要であると考えたこと、及び、これにより有効活用されていなかつた旧UFJ銀行建物を有効活用すること、を主たる目的とし、また、旧UFJ銀行建物に図書館を設置すればその結果として本件建物での新規パチンコ店出店を阻止できる副次的、反射的效果があることから、本件図書館を設置することを計画し、同年12月議会に図書館条例の改正を提案しようとした。そのため、同年11月22日付で、市の教育委員会に対し、「旧UFJ銀行の活用の充実について」の検討依頼をしました。

(8) 私の考えは、同年11月30日開会の議会において答弁しており、その内容は同日の議事録(乙6、甲24の1)の記載のとおりですが、前述のとおり、この答弁は、再開発事業における新規パチンコ店出店の問題について質問されたことに対して答えたものであるため、私の本意とする本件図書館の必要性や旧UFJ銀行建物の有効活用よりもパチンコ店出店阻止に焦点が当たった答弁や発言をすることになっているかと思います。

7、しかしながら、同年11月24日の教育委員会で、上記「旧UFJ銀行の活用の充実について」の検討が継続審議となったことで(乙5)、私は、同年12月議会での図書館条例の改正を断念せざるを得ませんでした。教育委員会の次の定例会は同年12月26日でしたので、私は、その審議を経て、平成19年2月の定例議会で図書館条例の改正を提案しようと考えていました。

平成18年11月29日には、原告浜友観光から市に対し、本件建物において増床はせず、軽微な変更によって本件パチンコ店出店計画を進める、との連絡がありましたので、それを受け同月30日(乙6、甲24の1)及び同年12月1日(甲24の2)、議会においてその旨の状況説明等の答弁をしましたが、原告浜友観光から上記の増床しない旨の連絡を受けた後に、私が議員に話したことは議会での答弁だけであり、議会以外では一切話しあしていません。

私は、この同年12月1日の答弁のときには、本件パチンコ店出店問題について残された手段は、原告浜友観光と直接折衝することしかなく、それでパチンコ店出店を思い止まつてもらうしかない、と思っていました(甲24の2の最後の答弁)が、私は、同月議会での図書館条例の改正ができない結果、本件パチンコ店が出店することになるかもしれない、とも思いました。しかし、それでも本件図書館設置とそれによる旧UFJ銀行建物の有効活用は必要ですから、教育委員会には「旧UFJ銀行の活用の充実について」の継続審議をお願いし、本件パチンコ店が出店しても、本件図書館設置を実現していくこうと思っていました。

ところが、提案議員らが、議員独自の立場で本件図書館設置を企図し、同月5日、議員提案によって本件条例案が提案されました。議員提案によって本件条例が成立し、本件図書館設置が実現するということは、私は全く考えていませんでしたので、これは私としては全く意外なことでした。

そこで私は、翌平成19年2月25日の議会において、「私としては、教育委員会にお願いしている以上、教育委員会の結論をもって御提案するのが本来のあり方であると思っておりました。したがいまして、市長の立場でそれを提案するということは、その時点では考えておりませんでした。ところが、議会の皆様方の対応で、あのような形で提案をされ、しかも、全議員の賛成で可決、成立したということになったわけです。」「私としては、議会の皆様方は議会の権限に基づいて、その御見識に基づいて御判断された結果であると思っておりますので、今も感謝を」している、と答弁した次第です。

8、原告らは、準備書面(1)の26頁以下で、平成18年12月20日、私が原告島田商事の代表者と代理人弁護士及び顧問税理士に対し、「9月の議会では、なんとか出店を阻止すべきだというような意見が出された。私どもも当然そういった考え方を持っているので、なんとかしたいと思った。」その上で、阻止方法として、「前々からあった図書館を駅前に持ってくるのはどうかという考え方が浮上してきた。こういう形で、もしパチンコ屋の出店が阻止できればと考え、弁護士や専門家に相談した。事業者側からすれば後追い的な措置ではないかということで批判は当然あるかもしれないが、顧問弁護士等の判断は、事業者側にとって決して不利ということではないという内容であるということだった」「そうこうするうちに、11月29日になって、原告浜友観光から、2階を増築せず、1階を改装する形、つまり軽微な変更でパチンコ屋を開店したいという話しがあった。こうなると、東京都の許可が必要なくなるので、すぐにでもできてしまうという状況だと、私が判断した。その日が11月29日である。翌1月30日は市議会の12月定例会の初日で、一般質問等が行われ、その中で、議員から『市としてはどうするの?』という質問があった。私としては、パチンコ屋の出店は困る。まず何といっても補償費が増大する。権利者間の話し合いの調整が非常に難しくなる。それから、再開発ビルの保留床の価値が下がる。ということで、事業を遂行していくうえで非常に支障を来すから、ぜひ何としても阻止しなければならないと思っている。今こういうような切迫した状況にあるけれども、私どもは教育委員会に図書館設置条例の改正をお願いしていると答えた。すると、議会の側から、教育委員会の次の定例会まで待っていると大変時間がかかるてしまう、

こういった切迫した状況であれば、議員提案で図書館の設置条例を改正しようじゃないか、ということで動きが出てきて、12月5日の本会議において、議員提案がされた。全議員賛成という形で本件図書館の分館が造られ、そのための予算は特別予算で認めるということになった」と説明した、旨主張されていますが、そのような説明をした事実はありません。

同日に原告島田商事の代表者と代理人弁護士及び顧問税理士と会って話しをしたのは事実ですが、話しの内容は全く違います。私が話した内容は、

ア 市は、本件再開発事業の実現を目指し、従前より、島田商事に対し、本件建物及び土地の市による買受けを打診し、併せて特に、本件建物をパチンコ店には貸さないで戴きたい、とお願いをしてきた。

イ ところが、平成18年8月になって、島田商事が本件建物をパチンコ店に賃貸したことが判明し、幾つかの市民団体から市に対し「パチンコ店の出店を断固反対する。」旨の文書が提出され、議会でも同様の意見が出た。その理由は、補償費の増大、権利者調整の困難性、保留床の処分の困難性（再開発ビルの価値の低下）等であった。

ウ 平成18年9月開会の議会で、旧UFJ銀行建物の有効活用の促進等について一般質問があった。市には、従前から、国分寺駅北口に図書館を開設する計画があり、旧UFJ銀行建物に図書館を設置する計画が有効活用案として浮上した。

エ 市は、平成18年11月29日、浜友観光より、増床をせずに現床面積で営業をする旨の連絡を受け、そのことは、翌30日開会の議会で報告した。

すると、同年12月5日、議員から議員提案で本件図書館条例を改正すべきとの意見が出て条例改正案が提出された。

というものです。

9、平成19年2月22日付の朝日新聞（甲8）に、本件図書館がオープンした同月20日に私が、「今回は、分館の開設で規制できる」「駅前を国分寺にふさわしいものにするため、有効な規制方法を考えたい」と述べた、と報道されていますが、これは私の発言の一部のみを取り上げたもので、私の意図を正しく伝えていません。この記事は、本件図書館のオープニングセレモニーでした私の挨拶を報じたものですが、私は、本件図書館は市民の要望に応えたもので、「市政と地域情報の発信拠点」として設置したものだ、と発言しており、そのことはこの記事の冒頭にも記されているとおりです。

10、現在の本件図書館の内容や利用状況については、国分寺市立本多図書館館長である堀渡の

陳述書（乙21）や図書館のパンフレット（乙22～25）のとおりです。

また、本件図書館は再開発ビル完成後は同ビル内に移行して整備する予定であり、国分寺市教育委員会が平成21年2月26日付で定めた、「国分寺市立図書館の市民サービス向上に向けた指針」（乙26）にも記されています。

以上